

【法人の皆様へ】

本学園では、寄付金全額を損金算入できる「**A 受配者指定寄付金制度**」と、一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で一定額まで損金算入できる「**B 特定公益増進法人に対する寄付制度**」の適用があります。「受配者指定寄付金制度」の方が税制上のメリットが大きくなります。

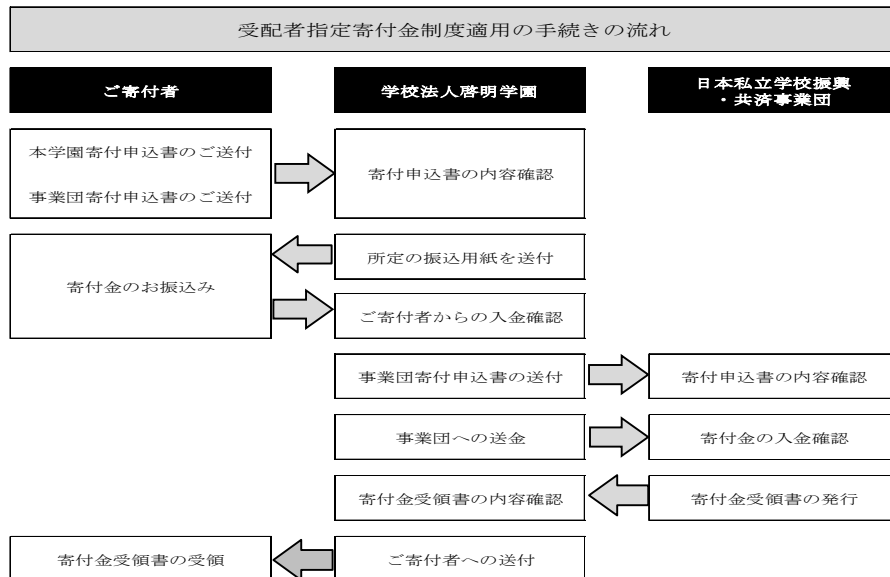
A 受配者指定寄付金制度

受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する企業等法人からの寄付金を一旦「日本私立学校振興・共済事業団」が受け入れ、その後、当該事業団からご寄付者が指定した学校法人に対して当該寄付金を配付するという制度です。これにより、国や地方公共団体への寄付金同様、寄付金全額の損金算入が可能となります。

受配者指定寄付金の取り扱いを希望される場合は、

- ① 「日本私立学校振興・共済事業団」宛の「**寄付申込書**」を本学園に送付していただく
- ② 本学園から**所定の振込用紙**を送付する
- ③ 本学園に**お振込み**いただく
- ④ 本学園から「**日本私立学校振興・共済事業団**」へ**送金**する

諸手続きの関係上、「寄付申込書」をいただいてから1ヵ月半程度を要します。したがって、当該事業年度の決算期に損金として処理を予定している場合は、遅くとも決算日から起算して1ヵ月前までに、本学園へお振込みいただくよう手続きをお願いいたします。



※ 本学園所定の「寄付申込書(法人・団体用)」の他、「日本私立学校振興・共済事業団」宛の「寄付申込書(受指者定寄付金様式 1-1)」が必要になります。

※ 損金算入手続きには、「日本私立学校振興・共済事業団」が発行する「**寄付金受領書**」が必要となりますが、受領日は、本学園が当該事業団に送金した日付となります。本学園にお振込みいただいた日とは異なりますのでご注意ください。

B 特定公益増進法人に対する寄付制度

本学園への寄付金は、東京都より寄付金控除の対象となる証明を受けており、ご寄付いただいた金額は、法人の場合、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で次の限度額まで損金算入が認められます。

$$\text{損金算入限度額} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{資本金} \\ \text{等の額} \end{array} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ ヶ月}} \times \frac{3.75}{1000} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{寄付金支出前} \\ \text{の所得金額} \end{array} \times \frac{6.25}{100} \right] \right\} \times \frac{1}{2}$$

※ 損金算入手続きには、「寄付金領収書」及び「特定公益増進法人であることの証明書」が必要となります。